

税理士法に関する改正要望書

納税者の信頼と期待に応え続けることは税理士の使命であり、そのためには時代に即応した制度構築に向けた不断の検証が欠かせない。殊に、税理士を取り巻く環境が劇的に変化する現状においては、随時の改正をも視野に入れて検討を深める必要がある。

令和 4 年税理士法改正の進捗を基礎とし、次世代を担う人材の確保、税理士の専門性の更なる深化と業務の高度化、更には持続可能な会務運営の確立を期し、次のとおり税理士法の改正を要望する。

I 次世代を担う人材の確保

1 簿記論又は財務諸表論のいずれか 1 科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すること。

令和 4 年税理士法改正における受験資格要件緩和の効果をより確かなものとするため、簿記論又は財務諸表論のいずれか 1 科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すべきである。

II 税理士の専門性の更なる深化と業務の高度化

2 登録前研修の受講により税理士の資質を担保する措置を講じること。

法第 3 条に規定する「税理士となる資格を有する者」について、納税義務の適正な実現を図るうえで必要な租税法、インボイス制度、電子帳簿保存法その他 D X や A I の活用に関する事項、税理士法及び税理士の職業倫理等に関する基礎的な知識の習得を担保するため、登録前において必要最低限の研修を受講することとすべきである。

3 帳簿作成義務のあり方を見直すこと。

税理士業務処理簿については、日税連で標準様式を定めているものの、多くの会計ソフトでは日常の業務処理の延長でほぼ自動的に作成し得ることもあり、標準様式でない独自の様式を用いている税理士も多い。電磁的記録の場合、必ずしも法第 41 条にいう「委嘱者別に、かつ、1 件ごとに」記録されているとは限

らないが、納税者に対して不利益を及ぼさない限りにおいて、そのような独自様式も容認すべきである。

4 任意後見の関連業務にあたる見守り契約や死後事務委任を税理士法人が行えるようにすること。

令和4年税理士法改正において、税理士法人が成年後見事務を行えることとなったが、「任意後見契約関連業務」「見守り契約」「死後事務委任契約」等)については、税理士法人の業務範囲に含まれるかどうか明確ではない。①後見業務の一体性の確保、②高齢化社会における継続的支援の必要性、③他士業法人が後見等業務に附帯する業務を行えることとの均衡に鑑み、これら関連業務も税理士法人の業務範囲に加えるべきである。

5 税理士法人の解散事由に「社員の欠亡」を追加すること。

税理士法人の社員税理士が0人(欠亡)となった場合、解散・清算終了手続きが適切になされずに税理士法人が登記簿や税理士法人名簿に残り続ける事案が発生している。

このような状況を回避するため、法第48条の18第1項の解散事由に「社員の欠亡」を追加すべきである。

Ⅲ 持続可能な会務運営の確立

6 税理士会支部の統合の要件を見直すこと。

社会経済状況の変化に伴い、税理士会支部の事務が複雑化し、事務量も増大していることから、支部運営の合理化を図る必要がある。

したがって、税理士法基本通達49の3-1に定める支部統合の要件を見直すべきである。